

スイッチング支援業務関係 ルールについて（案）

平成27年9月17日
広域機関・企画部

■第13回制度設計WG(6/25)にて、「小売営業に関するガイドライン」に示す必要がある項目について案が示された。

■これを補完する、「**スイッチング支援システムを利用する業務に関するルール**」を広域機関の**業務規程**／**送配電等業務指針**内に定める。

電気事業法

第2条の12～17関連(小売電気事業の業務)

第28条の40関連(広域機関の業務)

■小売営業に関するガイドライン項目案

- (1) 電気料金の設定方法に関する事項
- (2) 停電に関する問い合わせへの対応
- (3) 不当な情報提供に関する事項
- (4) 小売電気事業者が契約解除の申込を受けた際の本人確認に関する事項
- (5) 小売電気事業者の発意による契約解除時の手続に関する事項
- (6) 小売電気事業者として登録を受けずに需要家に電気を供給する行為に関する事項
- (7) 不当な解約制限に関する事項
- (8) 特定の競合相手を市場から退出される目的での不当に安い価格での小売供給に関する事項
- (9) 一般送配電事業者に対して自己に有利な取扱いとするよう働きかける行為に関する事項 等

■広域機関ルール(第2弾)として策定

(※スイッチング支援実務者会議にて規定内容を検討)

業務規程:

需要家スイッチング支援業務に関する事項

送配電等業務指針:

スイッチング支援システムを利用する業務に関する事項

- (1) スイッチング支援システム利用ルール
- (2) 小売事業者間の業務に関するルール

業務規程、送配電等業務指針について、記載方針について現在検討中。
送配電等業務指針について、現時点での文案を別紙に示す。

■業務規程に記載する内容の方針（案）

スイッチング支援システムを利用して行う広域機関の業務について記載する。

■送配電等業務指針に記載する内容の方針（案）

スイッチング支援システムを利用して行う業務に対して、会員に遵守して頂きたい事項について記載する。